**暴力団関係者排除に係る誓約書**

令和７年　月　　日

神　戸　市　長　　あて

事業者名

所在地

団体名

代表者又は

受任者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

令和７年度「神戸市環境局公用車自動車任意保険加入契約」に係る見積合せ参加申請にあたり、当社は、神戸市が「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」（平成22年５月市長決定。以下「要綱」という。）に基づき、当該契約を含むすべての契約等から暴力団等を排除していることを認識したうえで、下記のとおり誓約します。

なお、これらの事項に反する場合、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている団体、その他要綱第５条第１項各号のいずれにも該当しません。
2. 上記１に該当する事由の有無を確認するため、兵庫県警察への照会を行うことに同意します。また、当該照会において必要な役員等名簿その他貴市が必要とする情報について、貴市の請求に応じて、速やかに提供を行います。
3. 上記１に該当する者を再委託先又は下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下、同じ。）としません。
4. 契約等に係る一連の手続において、再委託先又は下請負人など契約等関係者に関して貴市が兵庫県警察への照会の必要性を認めた場合、関係者に対して当該誓約書の趣旨を説明の上で関係者より誓約書の提出を求め、速やかに貴市に対して誓約書の提供を行います。
5. 兵庫県警察への照会の結果又は兵庫県警察からの通報により、上記１に該当することが明らかになった場合、兵庫県警察からの回答等の内容について、外郭団体等を含む貴市関係部局が情報を共有すること、並びに要綱に従い措置対象者名等について公表を行うことについて承諾します。

**（注意事項）**

・役員等名簿については、神戸市が行うすべての契約等から暴力団等の排除を目的に情報提供を行うこと及び当該誓約書により提供された個人情報の取扱いは当該誓約書に拘束される旨を説明し、本人承諾をとったうえでご提出願います。